

身近な方の寄り添いが支えになります！

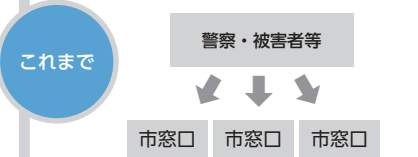
4月
から

「佐世保市犯罪被害者等支援条例」を制定・施行しました

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちは、私たち市民の願いです。しかし、誰もがある日突然、犯罪に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族(犯罪被害者等)になる可能性があります。このような方たちは、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や配慮に欠けた対応などによって間接的な被害に苦しめられることもあります。

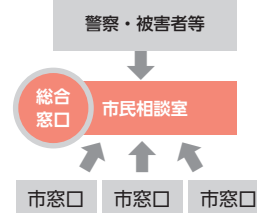
こうした被害をなくし、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会を実現していくためには、犯罪を予防するだけでなく、犯罪被害者等に対する適切な対応や支援も必要です。このようなことを踏まえ、本市は犯罪被害者等支援のための総合窓口や見舞金などについて定めた「佐世保市犯罪被害者等支援条例」を県内で初めて本年3月に制定し、4月から施行しました。ここでは条例の主な内容などについてお知らせします。

総合窓口でワンストップ対応を



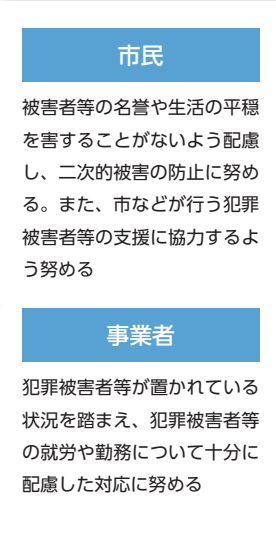
これまで犯罪被害者等への支援は、所轄警察署から警察官が専任の担当者として付き、相談や付き添いなど事件後の対応を行っていました。市関係の手続きが必要になった場合は、担当警察官が被害者等に付き添い、関係窓口で手続きしていましたが、手続きごとにそれぞれの窓口を巡らなければならないなどの問題点がありました。

4月
から



これまでと同様、まず第一次的な対応として担当警察官が被害者等に付き、事件後の対応を行います。市関係の手続きが必要な場合は「市民相談室」が総合窓口となり、関係職員が市民相談室で説明するなど、手続きのワンストップ対応を行います。相談内容により必要な場合は長崎犯罪被害者支援センターやサポートながさき、法テラスなどの相談窓口を紹介します。

犯罪被害者等支援のための新たな仕組み



相談窓口の設置、情報の提供

これまでの支援では、市の手続きに時間がかかることやさまざまな支援情報が伝わっていないことなどが課題となっていました。今回の条例では、市の総合的な窓口を「市民相談室」に設置するとともに、居住や雇用の安定など犯罪被害者等が直面している問題の相談に応じ、必要な情報提供を行うこととしています。

見舞金の支給

条例では、犯罪被害者等へのお見舞いの気持ちを表し、経済的な負担の軽減を図るため、見舞金を支給することとしています。見舞金は、犯罪によって亡くなった方のご遺族への「遺族見舞金」と、犯罪によって全治1カ月以上の重傷を負われた方への「傷害見舞金」の2種類があります。支給要件など詳しくはお尋ねください。

- 遺族見舞金30万円
- 傷害見舞金10万円

市民等の役割

犯罪被害者等は犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、心身の不調や周りの理解不足

などに苦しめられながらも十分な支援が受けられず、深刻な状況に置かれていることもあります。条例では、そうした状況を市民一人一人がしっかりと認識し、犯罪被害者等がいわれなき二次的被害に遭わないよう、犯罪被害者等が置かれた苦境を市民が理解し、市などが行う支援に協力するよう努めることを定めています。

事業者の役割

犯罪被害者等は、犯罪被害による心身への影響や病院への通院、刑事・民事手続きへの対応など、さまざまな事情によって仕事を休まざるを得ないことが数多くあります。また、出勤しても以前と同様に働くことができなくなり、職場に居づらくなる場合もあります。条例では、事業者は犯罪被害者等に対して、休暇や職場の人間関係などについて配慮するように努めることを定めています。

皆さんの協力が重要です

犯罪被害者等への支援には、身近な方の理解と支えが欠かせません。そっと寄り添うことが十分な支えとなりますので、皆さんのご理解と協力をお願いします。

長崎県警察

所轄警察署の専任担当者

第1次的対応

**犯罪被害者
被害者の
家族・遺族**

理解・配慮

市民

被害者等の名誉や生活の平穏を害することがないよう配慮し、二次的被害の防止に努める。また、市などが行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める

事業者

犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労や勤務について十分に配慮した対応に努める

関係機関等

- 長崎犯罪被害者支援センター ☎ 095-820-4977
- 性暴力被害者支援「サポートながさき」 ☎ 095-895-8856
- 日本司法支援センター 法テラス佐世保法律事務所 ☎ 050-3383-5516
- 検察庁
- 裁判所 など

連携・協力

佐世保市

総合窓口 市民相談室 ☎ 24-1111

広報啓発

